

七尾市和倉温泉運動公園  
(ヨットハーバーを除く)  
七尾市能登島グラウンド  
七尾市能登島マリンパーク海族公園

## 指定管理者募集要項

令和7年8月  
七尾市

七尾市和倉温泉運動公園(ヨットハーバーを除く)(以下「運動公園」という。)、七尾市能登島グラウンド(以下「グラウンド」という。)及び七尾市能登島マリニパーク海族公園(以下「マリニパーク」という。)の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項及び七尾市和倉温泉運動公園条例第14条、七尾市能登島グラウンド条例第14条及び七尾市能登島マリニパーク海族公園条例第16条の規定に基づき、指定管理者の指定を受けようとする団体を次のとおり募集する。

## 1. 施設の主たる用途

交流人口の拡大及び住民の健康増進を図るとともに、運動公園及びグラウンドにおいては、地域産業の活性化を推進し、災害時における住民の安心及び安全を確保するための施設であることを認識すること。また、マリニパークにおいては、市民の憩いの場を提供する施設として運営すること。

## 2. 施設の概要

### 【1】七尾市和倉温泉運動公園(ヨットハーバーを除く)

#### (1)(名 称) 七尾市和倉温泉運動公園

(所在地) 七尾市石崎町チ部 32 番地 1 ほか

#### (2)建築物(敷地)の概要

##### ①敷地面積 77,582.99 m<sup>2</sup>(ヨットハーバーを除く)

##### ②設置施設

##### 〈多目的グラウンド〉

- ア 大グラウンド 25,605 m<sup>2</sup> 規格「105m×68m」3 面
- イ 小グラウンド 2,021 m<sup>2</sup> フットサル規格「40m×20m」2 面
- ウ 管理棟 459.19 m<sup>2</sup>(木造2階建)
- エ 便所棟 34.99 m<sup>2</sup>(木造平屋建)
- オ 用具庫 48.95 m<sup>2</sup>(軽量鉄骨造)
- カ 周回ランニングコース 約 700m
- キ 駐車場 普:103 台

##### 〈テニスコート〉

- ア テニスコート 16,428 m<sup>2</sup> 規格「23.77m×10.97m」24 面
- イ 管理棟 306.64 m<sup>2</sup>(鉄骨造2階建)
- ウ 用具庫A 61.6 m<sup>2</sup>(軽量鉄骨平屋建)
- エ 用具庫B 46.2 m<sup>2</sup>(軽量鉄骨平屋建)
- オ 照明 6 基(LED)
- カ 駐車場 普:286 台 身:5 台

### 【2】七尾市能登島グラウンド

#### (1)(名 称)七尾市能登島グラウンド

(所在地)七尾市能登島向田町馬付谷内 31 番地 1

#### (2)建築物(敷地)の概要

##### ①敷地面積 41,633 m<sup>2</sup>

##### ②設置施設

- ア 大グラウンド 18,018 m<sup>2</sup> 規格「105m×68m」2 面
- イ グラウンド照明 4 基(LED)
- ウ サブグラウンド 1,312 m<sup>2</sup>

- エ テニスコート 1,916 m<sup>2</sup> 3 面
- オ テニスコート照明 4 基(水銀ランプ)
- カ 駐車場 普通乗用車 154 台 大型車 20 台
- キ 管理棟 186.75 m<sup>2</sup>(鉄骨造平屋建て)
- ク 倉庫 1,277 m<sup>2</sup>(鉄筋コンクリート造)
- ケ 用具庫(管理棟側) 25.94 m<sup>2</sup>(軽量鉄骨造)
- コ 用具庫(フットサル側) 26.50 m<sup>2</sup>(軽量鉄骨造)

### 【3】七尾市能登島マリンパーク海族公園

(1)(名 称)七尾市能登島マリンパーク海族公園

(所在地)七尾市能登島佐波町

(2)建築物(敷地)の概要

①敷地面積 52,568 m<sup>2</sup>(埋立面積)

②設置施設

ア 多目的広場(芝生)大 15,533.5 m<sup>2</sup>

イ 多目的広場(芝生)小 7,302.4 m<sup>2</sup>

ウ 自由広場(芝生) 4,742.6 m<sup>2</sup>

エ 駐車場 18,690 m<sup>2</sup>

オ 管理棟 719.71 m<sup>2</sup>(鉄骨 2 階建)

カ 便所棟 32.1 m<sup>2</sup>(鉄筋 1 階平屋)

キ 道路用地(遊歩道) 1,235 m<sup>2</sup>

## 2. 利用期間及び時間

(1) 運動公園 施設の利用期間は、1 月 4 日から 12 月 28 日までとし、利用時間は午前 8 時から午後 6 時まで(テニスコートについては、午前 6 時から午後 9 時まで)とする。ただし、多目的グラウンドについては現在復旧工事中のため、施設利用ができるのは令和 9 年 4 月 1 日からとする。※復旧工事の進捗状況により施設利用期間が前後することもある。

(2) グラウンド 施設の利用期間は、1 月 4 日から 12 月 28 日までとし、利用時間は午前 8 時から午後 9 時までとする。ただし、復旧工事の進捗状況により施設利用期間が遅れることもある。

(3) マリンパーク 施設の利用期間は、1 月 4 日から 12 月 28 日までとし、利用時間は午前 8 時から午後 7 時までとする。

※ただし、サービス向上の観点から指定管理者の提案により七尾市(以下「市」という。)との協議の上、七尾市長(以下「市長」という。)が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休業することも可能とする。

## 3. 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。ただし、運動公園及びグラウンドについては、復旧工事の進捗状況により、施設利用期間を変更することもある。

#### 4. 施設利用状況

(単位：人)

| 区 分      | R 2    | R 3    | R 4    | R 5    | R 6   |
|----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 多目的グラウンド | 37,301 | 50,620 | 54,802 | 46,444 | 5,101 |
| テニスコート   | 9,193  | 18,704 | 13,696 | 19,510 | 1,090 |
| グラウンド    | 26,803 | 34,890 | 41,670 | 38,733 | 施設閉鎖  |
| マリンパーク   | 1,857  | 3,807  | 6,447  | 5,848  | 284   |

※R 5：4月～12月の利用者数（地震により1月～3月は施設閉鎖）

R 6：施設の一部利用制限あり

#### 5. 収支の状況（4施設合算）

(単位：千円)

| 区 分 | R 2    | R 3    | R 4    | R 5    | R 6    |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 収入  | 31,645 | 33,730 | 40,876 | 39,023 | 18,532 |
| 支出  | 30,481 | 39,514 | 48,641 | 46,163 | 20,977 |
| 利益  | 1,164  | △5,784 | △7,765 | △7,140 | △2,445 |

※R 5：地震により1月～3月は施設閉鎖

R 6：施設の一部利用制限あり

#### 6. 指定管理者が行なう業務等

別添「業務仕様書」を参照

#### 7. 復旧工事計画（R7.8月18日現在）

| 施設名      | 施設状況  | 工 期        |
|----------|-------|------------|
| 多目的グラウンド | 復旧工事中 | R9.3月31日予定 |
| テニスコート   | 復旧工事中 | R8.3月31日予定 |
| グラウンド    | 復旧工事中 | R8.3月31日予定 |
| マリンパーク   | 復旧済   |            |

※復旧工事の進捗状況により、工期が変更することもある。

#### 8. 指定管理者の選定までのスケジュール

##### (1) 募集要項の公表及び説明会の開催

募集要項は、令和7年8月22日（金）に市ホームページにて公表する。

また、募集要項に関する説明会を以下のとおり開催する。参加を希望する場合は、申込書（別紙1）に必要事項を記入のうえ、9月1日（月）までに電子メール等で申し込みをすること。

開催日時：9月4日（木） 午後3時～

開催場所：七尾市役所2階201会議室

※申込状況により変更となる場合がある。

##### (2) 質問の受付

募集要項の内容等に関する質問は、次の期間で受け付けるものとする。

質問書（別紙2）に記入のうえ、電子メール等で送付すること。

受付期間：令和7年9月5日（金）～9月19日（金）

(3) 質問への回答

質問に対する回答は、令和7年9月26日（金）までに、電子メール等により回答する。また、市ホームページにその内容を掲載する。

(4) 申請書類の提出期限

提出期限：令和7年10月3日（金） 午後5時まで

提出場所：七尾市産業部交流推進課（七尾市役所本庁舎内）

提出方法：持参または郵送のいずれかで提出すること。

(5) 選定委員会の開催 令和7年 11月12日（水）

(6) 選定結果の通知 令和7年 11月下旬

(7) 指定管理者の指定に係る議案の提出 令和7年度七尾市議会定例会 12月会議

9. 協定の締結・指定管理者の指定

七尾市議会の議決による指定管理者の決定後、市と指定管理者の間で、管理運営の詳細について協定を締結する。

10. 申請資格等

運動公園、グラウンド及びマリニパークに係る指定管理者の指定の申請を行なうものは、次の要件をすべて満たしていなければならない。

(1) 法人その他の団体であること。（法人格の有無は問わないが個人は不可）

(2) 施設の管理業務に係る市との連絡や緊急時対応を行なう責任者が石川県内に常駐すること。

(3) 次のいずれかに該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により市における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- ② 当該法人等の責めに帰すべき事由により地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消された日から2年を経過しないもの
- ③ 七尾市税又は消費税及び地方消費税を滞納しているもの
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるもの又は役員（法人以外の団体にあつては、当該団体の代表者）が暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者であるもの
- ⑤ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定を受けた法人又は民法（明治29年法律第89号）第73条に規定する清算の目的の範囲内において存続する法人
- ⑥ 代表者が次のいずれかに該当する法人以外の団体
  - ア 成年被後見人又は被保佐人
  - イ 破産者で復権を得ていないもの

(4) 令和7年9月4日に開催される説明会に参加していること。ただし、天災などにより参加が困難となる場合は、申込書の提出で代えることができるものとする。

11. 選定方法・選定基準

(1) 選定方法

指定管理者の候補者は、プロポーザル方式により選定します。第1次審査として書類選考をし、第1次審査を通過した候補者については、選定委員会の場で提案内容を審査し、優先候補者を選定します。

(2) 選定委員会の委員への接触禁止

施設の指定管理者の選定に関して、選定委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格となることがある。

(3) 選定基準

選定は、次の基準により行なう。

- ① 公共的な役割の理解及び施設を運営するにあたっての意欲が見られるか
- ② 管理運営にふさわしい団体の理念・経営方針を持っているか
- ③ 施設を有効活用した事業が提案されているか
- ④ サービス向上の提案として、地域や他施設との連携や方策等が適当か
- ⑤ 安全管理についての基本方針が適当であり、また緊急時の対応が計画されているか
- ⑥ 職員の雇用に関する考え方と配置に関する考え方が適当か
- ⑦ 個人情報の保護と情報公開の処置が計画されているか
- ⑧ 施設の維持管理及び安全確保に関する考え方が適当か
- ⑨ 収支計画が適正に見込まれているか

1 2. 申請書類

指定管理者に応募しようとする団体は、指定申請受付期間内に下記の書類を提出すること。なお、提出された書類についての変更、返却はしない。

(1) 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書（様式第1号から様式第4号）
- ② 当該団体の経営状況を説明する書類（様式不問）
- ③ 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、非法人にあっては当該団体の代表者の身分証明書
- ④ 定款、寄付行為及び規約又はこれらに相当する書類
- ⑤ 納税証明書

(2) 提出部数

申請書類の提出部数は、正本1部、副本8部とする。

(3) その他申請書類の取扱い等

- ① 申請書類の内容は、労働基準法を含め関係法令を遵守すること。
- ② 申請書類の用いる言語、通貨、単位は日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- ③ 官公庁発行の証明書等やむを得ないものを除き、申請書類は原則A4版とすること。
- ④ 指定管理者の選定に必要と認めるときは、申請書類の追加を求めることがある。
- ⑤ 提出された申請書類は選定を行なうために必要な範囲内で複製を作成することがある。
- ⑥ 申請書類の提出に要する経費は、すべて申請団体の負担とする。
- ⑦ 申請書類に虚偽の記載があった場合には、失格とする。
- ⑧ 申請書類の著作権は、申請団体に帰属する。ただし、市は、選定結果の公表その他必要がある場合に、申請書類の内容を無償で使用できるものとする。
- ⑨ 申請書類は、七尾市情報公開条例の規定により、個人情報、法人等情報などで非公開とされる情報を除き、情報公開の対象となる。

【問い合わせ先】

〒926-8611 石川県七尾市袖ヶ江町イ部25番地

七尾市産業部交流推進課

担 当：高川

TEL (0767) 53-8424 FAX (0767) 52-2812

E-mail : koryu-s@city.nanao.lg.jp